

令和2年第3回久万高原町議会定例会

令和2年6月22日

○議事日程

令和2年6月22日 午後1時27分開議

- 日程第1 報告第5号 工事請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第60号 久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第67号 令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第68号 令和2年度久万高原町立病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第69号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第12 報告第6号 令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第7号 令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第8号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について

- 追加日程第2 議案第74号 久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について
- 追加日程第3 議案第75号 動産の取得について
- 追加日程第4 報告第9号 株式会社みかわの経営状況報告書について
- 追加日程第5 報告第10号 一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について
- 追加日程第6 報告第11号 株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について
- 追加日程第7 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について
- 追加日程第8 発議第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について
- 追加日程第9 発議第4号 社会資本の整備促進を求める意見書の提出について
- 追加日程第10 発議第5号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について
- 追加日程第11 議員の定数に関する特別委員会報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志
9番	大原貴明	10番	中野克仁
11番		12番	中川武志
13番	日野明勅		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町	長	河野忠康	副町長	高山稔明
教	育	長 小野敏信	総務課長	佐藤理昭
総務課総合戦略監兼		田村裕子	保健福祉課長	西森建次
情報政策推進室長				
建設課長		猪上浩明	環境整備課長	釣井好春
林業戦略課長		菅隆則	住民課長	西村哲也
ふるさと創生課長		木下勝也	農業戦略課長	林克也
会計管理者		中川茂俊	病院事業等統括事務長	渡部定明
教育委員会事務局長		辻本元一	消防本部消防長	高野貢
代表監査委員		菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時27分)

議 長

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長

日程第1、報告第5号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、6月16日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

まず、審議に入る前に、本会議における高橋議員、岡部議員、瀧野議員の質疑に対して、総務課長、住民課長、教育委員会事務局長、環境整備課長から説明したい旨の申出があり、これを許可いたしました。

まず、総務課関係報告としまして、1点目として、高橋議員による専決処分第2号の職員数の内容につきましては、補正後の職員数241名とあるのは、特別職数を誤って加算していたため、238名に訂正を。また、6月補正予算一般会計における補正前の職員数241名を238名に、補正後の数245名を242名に、それぞれ訂正をする旨の報告がありました。

2点目としまして、町内光整備に係る業者との契約行為の関係については、まず通信事業者が町に交付申請を申し込む意思表示に基づき、本町が交付決定をすることで、承諾の意思表示になり、交付決定をすることが、民法でいう負担付贈与に当たり、問題ないとの報告がありました。

説明があった行為が裁判になった場合に、契約書としての成立するののかとの質疑に、裁判のときには、契約という行為になる旨の答弁がありました。

また、行財政改革については、早く専門委員会等を立ち上げて、議会と行政がしっかり検討するべきではとの質疑に、専門委員会において検討させていただき旨の答弁がありました。

3点目として、10年後の財政予測につきましては、基金、起債、地方交付税について、総務文教厚生常任委員会にて説明したとおり、別表にて財政予測数値をお示しするとの報告がありました。

財政調整基金が令和元年から令和11年で13億から14億減少しているが、新たな財源は算入されていないのか、及び令和11年度の予算規模見込みは幾らかとの質疑に、自主財源確保に取り組んではいるものの、将来見込み数字には、新たな財源は算入できていないことや、財産処分については課題があり、進んでいないとし、令和11年度の予算規模は85億円を予測している旨の答弁がありました。

また、経済収支比率84%を目指しているのに、実現できていないのは、計画の甘さ、もしくは県下1位から2位と多い職員数による人件費などの根本的な原因があるのではとの質疑に、分母である一般財源部分の変動、いわゆる交付税額によって左右されることから、なかなか計画どおりに数値が下がらない現状にあるが、人件費は合併時の22億から19億に減少しているとの答弁があった。

次に、住民課からの報告では、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決については、今回の見直しにより、各軽減措置において対象になる世帯は、それぞれ数世帯であったとの報告がありました。

県が試算した保険料額と比較して、町の保険料額は高いのかとの質疑に、町の保険料額は県が示す額より低いとの答弁がありました。

次に、教育委員会からの報告では、各幼稚園、小・中学校においては、次亜塩素酸水での手指消毒や噴霧は使用していないこと、及び熱中症対策として、児童生徒等の体調管理に配慮し、疑いがある症状については、速やかな対応や、病院への配送など、適切な対応を行うとともに、コロナウイルス感染との判別が難しい場合は、医療機関受診による判断をお願いする旨の報告がありました。

次に、環境整備課からの報告です。

まず、1点目として、環境保全条例策定の進捗状況について。

現在まで、委員会を11回開催しているが、今年2月以降は、コロナウイルス対策で実施できず、策定が予定より遅れているが、次回は7月に開催予定であるとの報告がありました。

なぜ策定が遅れているのか、町長が公約されたから進めていると思うが、町長は、現状をどのように考えているのか、との質疑に、スケジュールが遅れているが、基本的な条例案は出来上がっているので、仕上げを急ぐ旨、町長から答弁がありました。

町長自身は、任期中に策定する決意をお持ちだと思うが、なぜ今まで、条例整理のために必要な予算を組まれてこなかったのか、及び、町長から予算編成の指示はなかったのかとの質疑に、報酬等は組んでいるものの、策定予算は特に組んでいなかったとし、必要な予算は担当課から理事者に協議している旨の答弁がありました。

条例整備が進んでいない現状は、町長が産廃処分場設置問題は既に片がついているとお考えなのか、との質疑に、終わったとは思っていないが、現状では鎮静化しているように見えるものの、今後も注意深く見守っていく必要があるとの答弁があった。

町長の公約であり、任期中に策定すべきであるが、遅れている現状の責任についての質疑に、町長からは、自分は公約には文言化していないが、抑止力として策定中であり、私の責任であり、任期中に制定できるよう努めていく旨の答弁がありました。

町長が公約としたメッセージ、配布ビラ、街頭演説内容の全てが公約に入っているのではないかと質疑に、町長から、再度、この件は自身の公約として明文化していない旨の答弁がありました。

2点目として、松山市へのし尿処理委託業務の進捗状況について、運送業者の決定、関係自治会への説明、構成団体の議決等、様々な作業を行っており、令和3年度からの実施に向けて取り組んでいる旨の報告がありました。

この作業は、行政の案件であることから、町長の任期中に対応すべきであり、議会にも順調に進んでいると報告があったが、任期中に仕上げると約束できるのかとの質疑に、町長から、落合組との約束でもあり、4月から運搬するという方向は決まっているが、現在、最後の詰めを行っており、理事者としての責

任を感じている。と述べました。

委員長からも、直接、住民に影響する大切な案件であることから、時折議会へも報告頂き、町長の任期中に仕上げていただくよう、要望をいたしました。

続いて、付託を受けた議案について、報告いたします。

報告第5号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」

道の駅みかわ改修工事について、当初工事費7,623万円で契約締結して、建築、それから電気設備、給排水工事について、変更が生じたため、246万5,000円増額し、合計7,869万5,000円で請負契約の変更の契約を締結したとの報告がありました。

審議では、変更した内容から見ると、当初設計に組むべきものではなかったかとの質疑に、機器設置によって配管の位置を変更、既設の配管修繕など、設計段階で予測できなかったことの変更である旨の答弁がありました。

また、町の建築工事において、入札後の変更が多く、最初から設計を精査し、入札後に安易な変更を行うべきではなく、町の全課で検討し、進めるべきではないかとの質疑に対し、入札に当たっては、必要なところの精査、職員も設計者と一緒になっての対応、複数の目で現場を押さえる、そういった必要があり、そういったところもしっかりしていくとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

ここで、田村議員より発言を求められております。

田村議員の発言を許します。

(田村昭子議員を指名)

田村議員

失礼します。1点、質疑がありますので、よろしくお願いいたします。

岡部委員長の報告に異議はありませんが、本来はここで質疑をするべきことではないかもしれませんが、6月16日の産業建設常任委員会の環境整備関係の付託の質疑の中で、私は傍聴していたのですが、町長の答弁で気になることがありましたので、町長に真意をお尋ねします。

6月16日、産業建設常任委員会に付託された審議の中で、町長は、東明神の産業廃棄物最終処分場設置には断固反対で、条例を制定するなど、行動を起こされる約束をされ、町長選を戦われたと思いますが、その件については、公約の中にはないと答弁をされました。それも二度、三度と念押しをされました。

私は、傍聴席で我が耳を疑いました。涙が出るほど悲しく、信じていた河野町長の人間性に絶望しました。

4年前、私、いや私だけでなく、多くの町民が河野さんの言葉を信じ、期待をして、精いっぱい応援いたしました。それが、当選して1期4年の任期を終えようとする今、産業廃棄物最終処分場の件は公約にはありませんと言われるということは、最初からその件については、取り組まれる意思がなかったと受け止めましたが、それでいいのでしょうか。

私は、この件については、相手方が事業の中止を宣言するまでは終わっていないと思っており、常に注視し、対応していかなければ、処分場が久万高原町の玄関にできてしまつては、自然と共生するまちづくりを提唱している久万高原町は、実害と風評被害によって大打撃を受けるとと思いますが、町長の公約にはないという言葉の真意を伺いたいと思います。

議 長

(河野町長を指名)

町 長

少し誤解があるようですけれども。この間の岡部議員の質問の、お答えしたのは、私はマニフェストを掲げました。

その中で、要は、環境条例の制定を任期中にしますという、公約に掲げてはいませんと、そのことを申し上げたので、公約に、田村議員も御承知と思いま

すけれども、公約にももちろん掲げて、私は先頭を切って、そのことについては当然、反対の立場で先頭に立って、このことについては対処してきたつもりです。

先方にも事業者のところにも、都合、反対の立場の人と2回ばかり、お話にも行っております。

その姿勢はいまだ、全く変わったものではありませんし、これは委員会でも申しあげましたように、万が一あれば、大変な風評被害等々が出てくるわけですから、そのことについて、何ら姿勢が変わっているものではありません。

ただ、今、お話もあったように、最終的に撤退をしますという明言は頂けておりませんが、そのことも、私がお話に行ったときにも、お話し申しあげましたけれども、それは残念ながら、頂くことには至っておりません。

ただ、議員も御承知のように、今のところ、皆様方の反対運動が小康して、鎮静化といいますか、新たな動きはないところでございますし、また、私が聞きかじっているところでは、あそこに処分場設けなくても、会社のほうで、別のところに十分なところが、県のほうの許可も得てできているので、当座、そのことも必要はないというところも、お聞きもいたしております。

したがって、今、その心配はないんであらうと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、このことは皆さんと同じような気持ちでおりますから、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

その姿勢は、何ら変わっているものではないことは、改めて御報告を申し上げておきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、私が公約の中には書いておりませんよと言ったのは、環境条例のところを策定しますという文言は書いてないんですよと、そのことを申し上げたので、それと混同しないでいただきたいというふうに思っております。

改めて申し上げますけれども、最終処分場につきましては、皆さんと同じような気持ちで、これからも町長として、十分に気をつけていきたいと。監視の目は怠ることなく、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長

(田村昭子議員を指名)

田村議員

町長のお考えをお聞きして、ちょっと私にも誤解があったかも分かりませんが、新型コロナウイルスの流行によりまして、世界中が対策に奔走しております。そして、一日も早い終息を待ちながら、第2波、第3波の不安にもさらされています。

そうした中で、働き方を見直し、日々の生活が見直され、田舎のよさも再発見されている今こそ、日本一の清流、仁淀川水系の源流である久万高原町の清流を守り、自然を生かしたまちづくりに町民一丸となって取り組むべきときだと思えます。

安倍総理は、国会で、福島原発事故でできた、現在、福島で中間処理をしている低レベルの土については、全国で最終処分をお願いしたいという旨のお話がありました。

明神に最終処分場ができるということは、それを受け入れざるを得ない状態が起これるということです。

再度言いますが、久万高原町東明神への産業廃棄物処分場の設置は、町民あげて反対していかなければ、清流米、トマト、ピーマンを初めとする農林業を初め、観光、移住と、実害、風評被害によって町は大打撃を受けます。

どなたが町長になられても、この問題は根底にあるべきだと考えています。

このたびの町長の発言は、町の根幹を揺るがすものであると、私は大変残念に思いました。つつい本音が出てしまったのでしょうかと考えました。今、お話を聞いて、そうではなかったのかもしれませんが、私はそう思いました。

7つの公約に書かれていなかったのは、どのような意図があったのでしょうか。私は、大事なことなので、書いてほしかったなと思っています。町民の皆さんは、7つの公約になくても公約されたものと受け止めています。信じています。信じて町長の行動を見守っています。

もう一度、読んでみます。

28年6月1日、誓約書を書かれておられます。

来る8月に実施される久万高原町長選挙に立候補する河野忠康は、同町長に就任した際は、町民に対し下記のことを誠実に実行することを約束します。

久万高原町東明神に計画している産業廃棄物の最終処分場の設置については、久万高原町長として、断固反対の立場で積極的に行動し、町内はもとより、近隣の市町村へも働きかけるなど、計画を断念せざるを得ないような環境づくりに邁進する。

2つ、久万高原町の環境を保全することを目的として、環境保全条例を制定する。河野忠康。こういうふうに書かれております。

町民の皆さんは、できることもできないこともあるけれど、行動を起こしてくれることを楽しみにしていました。とてもこの約束をされた方たちは、残念がっておられます。

公約ではないというわけを、短く、分かりやすくお答えいただけるとありがたいと思います。

そういう気持ちではなかったということですが、なぜその場で、議会の場で公約にはなかったというようなことを言われたのでしょうか、そこが腑に落ちないところです。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 田村議員、私の公約は読んでいただいたんですか。今、説明したように、よく精査してお話を頂けたらと思います。

繰り返しになりますけれども、私はそのことを、まず第一に掲げたつもりですし、私の公約にも、真っ赤な字で、最終処分場反対というところ、また選挙事務所にも大きく掲げさせていただきました。

都度、そのことは申し上げてきたつもりでありますし、また、アクションも何も起こしてないというようなことをございますけれど、田村議員は出席されてたかどうか分かりませんが、産文でシンポジウムをしたときも、私、壇上に立って、そのこともちゃんと申し上げております。

反対派の人に聞いてもいただきたい。反対派というか、私と同じ方向づけですけれど、一緒に、都合2回、社のほうにも出向いて、私なりの直言をして、それはやめていただきたいということも、承知されているはずだと思いますけれどね。

改めて申し上げておきますけれども、このことについては、私はもう変わらず、もちろん最終処分場反対の立場でございますから、ひとつそのあたりは、誤解があるようですけれど、もう一回よく精査していただきたいと思います。

それから、環境条例につきましては、誠に申し訳ないんですけれども、コロナ禍のこともあって、皆さんから幅広く御意見を頂戴したいということで、議員の代表の方も御出席もいただいております、これまで、少し日数がかかっております。

ただ、骨子は大体出来上がっておりますから、なるべく早く、このことについては仕上げていきたいというふうに思っております。

原稿どおり読まれますけれども、私が申し上げたことも精査しながら、またお話もいただけますように、私のほうからもきちんとお願いをしたいと思えます。

以上です。

議 長 (田村昭子議員を指名)

田村議員 町長さんのお気持ち、よく分かりました。私が言いたいのは、何で本会議の委員会の中で、公約にないということを申されたのかなというのが、とても残念でした。もっとそこまでいろんなことをしておられるんだったら、いや、私はこうこうだというようなことを言っていたらよかったのではないかなと。公約にないところが、今さらなんでだろうと感じました。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 説明分かりませんか。それは、岡部議員もいらっしゃるから。

環境条例をつくりますというところの文言は書いてないんですよということ、そこだけ端的に申し上げたんです。ですから、あれだった私、公約も持っていますから、御覧になられてないんですかね。私の公約は御覧になられてないですか。

だから、ちゃんと書いていますし。皆さんと同じように、同じスタンスで、

明神の最終処分場は反対しているわけですから。

何か、私の申し上げていることは、理解いただけないんでしょうかね。

環境条例については、今、申し上げたように、この間も環境条例をつくり直すということも、マニフェストに書いてあるでしょうということから、いや、マニフェストには書いてませんよと。ただ、それはもう当然、やらないといけないことなので、その方向で、もちろん考えておりますということで。

ただ、申し上げたように、まだ最終的な条例の制定に至っておりませんから、コロナ禍のこともありましたから、それについては急いで対応しますと、そういうことですから、誤解のないようにしていただきたいと思います。

議長 暫時休憩します。 (午後1時54分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時04分)

(田村昭子議員を指名)

田村議員 失礼します。

私は、常任委員会において、公約にないということに、非常に残念な思いをしたんです。ほかに言うことはなかったのかなど。それだけの活動もしてこられたんだったら、そういう意味のことも言っていただけたら、理解ができたかなと思うんですけども。

そのことについては、公約にないということは、私は非常に残念なことだと思いました。そして、公約にはありませんということでしたけれども、さっき私が読ませていただいたのは、産業廃棄物最終処分場に反対をしておられる方々が、河野さんを応援するときに、こういうことはやってくださいよといって、河野さん自身が書かれて約束をされた誓約書だと思っております。

それで、環境条例が非常に長い間かかって、できにくい。できないものだとすれば、またそれに代わるものもできると思いますし、そして処分場に断固反

対されるということなら、またそれに、よそへも働きかけもされたということではありますけれども、町内はもとより、近隣の町村への働きかけとか、計画を断念されるような環境づくりを、今後も続けていっていただきたいなと思っております。

私は、公約にないということが、非常に残念でしたので、その真意をとにかくお聞きしたいなど、そういう思いで質問をさせていただきました。

どうぞ産業廃棄物最終処分場については、私も反対で、それについて努力をされるということでしたら、今後ともそういう方向で動いていただきたいと。積極的に動いていただきたいとお願いをして、私の質問を終わります。

議長 答弁よろしいですか。

河野町長、何かありますか。

(瀧野議員を指名)

瀧野議員 考え方のほうから質問をさせていただきます。

この間の産業建設常任委員会でも、私のほうから一つの意見として言わせていただきました。全ての法律がそうであるように、上位法がある法律をさておいて、市や町や村で、それを条例で縛ることはできんというふうなことは思っております。

基幹産業は、農業、林業である町に、産業廃棄物の最終処分場がもしできたら、福島と同じような多くの風評被害が出る、これはもう当然、誰が考えてみても分かっていることですね。

そういった中で、田村議員が言いたかったのは、命を落としてでも、私はこのことには反対をして、最初からおります。どういうことがあっても、私はやりますという覚悟が見えないというところではないのかなと思うんですね。

そのことについて、どういうことがあったとしても、条例で縛ることができなかったとしても、全町民の総意として、こういったやり方でやりますと、そういったことを探して、そういうふうにやっていきたいという意思表示さえあれば、何も町長をつく気は、私は、田村議員はなかったのかなというふうに思

います。

このことについて、町長、答弁を頂きたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 私も質問の趣旨が、よくかみ合いませんので、答弁にも苦慮しますけれど。

田村議員は、傍聴席にいらして、だから私がいかにも最終処分場に反対していることは公約に書かれていないですよみたいな受け取り方をされて、涙が出たということで、それは当たり前だと思うんですけども、私は、ちゃんと、何回も、見ていただいたら分かりますけれども、選挙戦も通じて、そのことも申し上げてきました。

これは、反対派ということやなくて、全町民、ほとんどの皆さんが、そのことはもう子供が考えたって、小学生が考えたって、あそこにできることなんていうことはあり得ないわけですから、今後も、私はもし、万が一、今は落ち着いていますけれども、万が一そんな動きが再燃するようだったら、体を張ってでも行きますよ。

ただ、県の観光局とも、私は打合せもしております。今、上位法の話がありました。なかなかこれ、上位法がありますから難しい問題もありますけれども、ただ、聞いているのは、最終的に環境アセスもして、地元の了解も得て、県に上申されて、最終的には町長のはんこが必要だというふうに聞いております。そこに一つとめられるところがあるんだろうというふうに、私は思っておりますけれども。

いずれにしても、この問題は御心配ないように、私は皆さんと同じスタンスでおりますから、そのことを改めて申し上げておきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 はっきりした答弁やったと思いますが、それだけの決意を持たれて、町民の

皆さんから委員を募集されて、公募されてやったんなら、4年もかからんと、私は思うよね。

これ、大事なことやと思いますよ。これからコロナウイルスで、田舎のよさが認められて、さあ、これから久万高原町へどんどんよそから来るかも分かん。こんなに一つのこと、いつまでたっても結論が出んような町、来ませんよ、それは。そのことを言いよんじゃないんですかね。

そやから、町長が、大事なことを判断する、また大事なところの意見を質疑された、そのときには、はっきりとした答弁をしないから、こういったことになる。

この件については、これからについても、しっかりとした答弁、町民の代表で皆さん、町民の声として、町長はこの質疑を聞いてもろて、答弁してもらわん、我々は個人的なことでやりよるわけじゃない。町民の代表として、きつい質問になるか、優しい質問になるか分かんけど、これはどうしても聞かないかんから聞きよるんです。

そこのところじゃないですかね、町長。今になって怒ったっていかんので。

なぜこの4年間、このままで、環境条例はほかのことにもものすごく影響があるんですよ。

太陽光にしたって、何にしたって、固定資産税から始まって、何もかも町に入ってくる税金、規制はある程度かけないかん。景観条例にしたってそう。やっぱりそれは早くつくるべきやと、私はと思いますが、どうでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今回の環境条例のところは、繰り返し申し上げておりますけれども、時間がかかっているということは、誠に申し訳ないと思います。

言われたように、これはもう2月からですけれども、今まで私たちが予想もしなかったコロナ禍ということが出てきておりますから、さっき申し上げたように、骨子はできておりますから、また環境整備課とも急いで打合せをして、7月にも会がもてますから、仕上げを急ぎたいと、そういうふうに思っているところでございます。

そのことについては、十分に意味は分かりますので、了解をしたいと思えます。

ただ、冒頭の話のところについては、ぜひぜひ誤解のないように、ひとつ御理解をいただいております。

議長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の町長の答弁の中、あるいは常任委員会の説明の中でも、コロナ禍の影響で2月から作業が中断しているというお話がございました。確かにコロナ禍、予期せぬことではありますけれども、その中での対応はできた部分があるんじゃないかなど。

書面議決ではありませんけれども、おおよその委員さんの中の共通項があれば、書面回しをして、それで確認して、事務局が取りまとめる。そして、時系列でまとめていくと、日がない、時間がない。そのことをお分かりになった上で、町長は、任期内にそれをやろうとされている、それは大いに結構なんですけれども、でも、これは法律の専門家の意見もまだ聞いていません。全く聞いていません。それから、一般の方の意見も聞いていません。これ、本当に条例が出来上がるまでに、かなりの時間を要すると私は心配しております。

ですから、これでも任期中に仕上げようという意気込み、24時間、昼夜兼行でやられるのかと思いますが、とにかく任期中に仕上げるというお約束でよろしいでしょうか。

議長 (河野町長を指名)

町長 24時間対応なんかは、私も人間ですからできませんけれども。書面決議とおっしゃるけれども、これは御承知だと思いますけれど、公募をして、住民の代表の方に委員になっていただいております。議員の皆さんも入っていらっしゃ

いますけれども。

それぞれ、いろんな考え方があって、いろんな思いがあって、これもあれも入れたい、包含したい。理想的な条例にしたいというところで、これまでも喧々諤々、1行1字について、いろんなやり取りがありました。多少、もどろこしさを感じるぐらいのスピードがあったものですから、今に至っているところでございます。

任期中にというようなお話でございましたけれども、7月に会がもてますし、もう骨子は出来上がっているつもりですから、そこに向けて、懸命な努力をしていくことはお約束をしたいと思えます。

議 長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員

今、環境問題で議論されておりますし、先ほどの岡部委員長の報告の中にもありましたので御質問をいたしたいと思えます。

し尿処理の問題であります。町長は、私の一般質問の答弁に対して、現在、調停中であるとか、話し合いをしないとかというような御報告がございました。私もこれ、大変重要な案件だと思いますので、地元業者の方にお聞きいたしますと、今、町のほうから提示されておる条件では、納得がいかないの、話し合いは平行線をたどっているというようなことをお聞きいたしました。

これは、町長の任期中にも、これはしていただかんと、どなたが選ばれるかわかりませんが、後に残すこともできないし、なおかつ物理的にもう解決をしないと、来年の4月1日から松山市に輸送するということが不可能になるというふうに思えます。

その点、町長の決意のほどをお伺いしたいと思えます。

議 長

(河野町長を指名)

町 長 先般もお答えはいたしたつもりでございますけれども、これはし尿という、住民の基本的な生活を担保するところのことでございますから、今、多少、協議がスムーズにいったない部分もあって、今に至っているところはあるのですけれども、これも民間の業者のことですから、ここでは差し控えさせても頂きたいと思っておりますけれども、今、課共々、また松山市とも、とにかく急いで協議をいたしているところでございます。

ほどなく、また議会のほうにも機会を得て、頂いて、説明をちゃんとできるようにしてまいりたいと思っておりますから、御理解いただきたいと思っております。

議 長 よろしいですね。
ほかに質疑される方はありませんか。

(なしの声)

議 長 この件につきましての質疑を終わります。

議 長 続いて、報告第5号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」は、終わります。

議 長 お諮りします。

日程第2、議案第60号から日程第6、議案第64号までの条例の制定についてに関する5件を一括議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第64号までの条例の制定についてに関する5件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第60号「久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について」、6月16日委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

本条例は、本町が所有する公共残土処理場について、受入れした土砂による災害発生防止の観点から、のり面対策や排水対策、盛土対策等に係る財源を確保し、適正な施設の管理運営を行うため、新規に制定するものです。

今回、対象となる公共残土処理場は、猪伏地区公共残土処理場、菅生地区公共残土処理場の2か所であり、それぞれ使用料を定め、徴収することとしたものです。

審議では、残土捨場に通ずる町道に、通学路や病院があり、早朝、大型ダンプが通ると危険ではないかとの質疑があり、許可申請時に使用できる時間に条件をつけて、通勤通学の時間帯は運搬を避けるなどの対応を考えたいとの答弁がありました。

また、その町道は、長年の舗装の上塗り補修により、路肩が下がり、歩行が困難な状況であり、その対応について質疑があり、6月下旬には修繕を実施する旨の答弁がありました。

また、施設管理者や原状回復義務規定、施設運営時間など、大きなものは、本条例に明記するべきではないかとの質疑に対し、指摘の部分は、規則で定める旨の答弁がありました。

さらに、他市町と同じにする必要はなく、久万高原町条例にもすばらしいものがあるので、独自に作成してはどうかとの質疑に、町のオリジナルの部分は

必要であり、今後、生かしていきたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

続いて、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号につきまして、6月15日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

まず、審議に入る前に、本会議における高橋議員、岡部議員の質疑に対して、総務課長、住民課長、教育委員会事務局長から説明したい旨の申出がありましたので、これを許可しました。そのことについて、報告させていただきます。

6月15日、総務文教厚生常任委員会委員長報告。

6月12日の本会議において、常任委員会で説明すると答弁した事項について、総務課、住民課、教育委員会から説明がありましたので、報告いたします。

総務課からは、3点、説明がありました。

1点目は、議案第58号の一般会計補正予算（専決第2号）の7ページの一般職の総括表の中で、補正前職員数238名、補正後職員数241名となっていることについて、補正後、職員数は誤って理事者3人を足したことによるもので、正しくは補正前、補正後とも238名との説明がありました。

また、同じ誤りが、議案第65号「一般会計補正予算（第1号）」でもあり、34ページの一般職の総括表の職員数が、補正前241名、補正後245名となっているので、補正前238名、補正後242名に訂正して、お詫びさせていただきたいとの説明がありました。

2点目は、光整備についての契約の関係で、説明がありました。町からの補助について、事業者から交付申請があり、町が交付決定するという流れについては、負担付贈与契約という、民法553条に該当する契約行為に当たる。これは、通信事業者から交付申請の申込みがある。これを意思表示といい、それに対して、町が交付決定をする。これが承諾の意思表示ということで、交付が決定する。

これにより、負担付贈与契約の成立ということになるが、町は補助事業者であり、補助事業者としての責務をしっかりと果たしていきたいとの説明がありました。

3点目は、10年後の町の財政予測について、資料に基づいて説明がありました。

令和元年度決算見込み、10年前の平成21年度の決算の状況、10年後の令和11年度の予測を載せた資料の提示があり、10年後の基金については、普通会計の基金が約35億、財政調整基金が22億を予測している。

起債借入については、10年前に約225億8,000万、次年度決算見込みが約146億、10年後の予測は107億程度を見込んでいる。

地方交付税は、10年前は約54億、昨年度が、地方交付税、特別交付税合わせて約48億、10年後の見込みが43億などの説明がありました。

住民課からは、国民健康保険税条例の改定の影響について、資料に基づき説明がありました。

主な改正が2点あり、1点目が、保険税の基礎課税に係る限度額の引上げ。2点目が、保険税の軽減対象基準額を拡充の改正です。

1点目の保険税の基礎課税に係る限度額の引上げについては、1世帯に影響。2点目の保険税の軽減対象基準額を拡充では、医療分7世帯、支援金分7世帯、介護分2世帯に影響するとの説明がありました。

教育委員会からは、2点説明がありました。

1点目は、学校における次亜塩素酸水の消毒については、各幼稚園、小中学校の日常的な消毒は、次亜塩素酸水を使用して消毒を行っており、文部科学省の通達に基づいて、児童生徒等がよく手を触れる箇所、共用物は、1日に1回以上消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなどして実施をしているが、次亜塩素酸水での手指消毒や噴霧は、これまで、学校等では行っていないとの説明がありました。

2点目の、熱中症と新型コロナウイルス感染症については、熱中症事故の防止についても、文部科学省から通達があり、それに基づいた対応と、万全の対策をとるようお願いをしている。また、熱中症患者も、高熱やだるさを訴えることがあり、新型コロナウイルス感染症との識別が難しく、医療機関を受信して判断していただくこととなっているとの説明がありました。

また、10年後の財政予測については、起債の償還額と新たな起債の額については明確な額を定めておくべきではないかの質疑がありました。

以前は、償還額と起債額について基準があり、行政もそれを守ってきたが、それが曖昧なものになっている。大型の事業が多いとはいえ、防災無線、給食センター、面河の解体や庁舎の改修、そして高校の寮など、総合計画、総合戦略などの考え方からいうと、起債の起こし方や償還がいろいろな流れで、計画ではない。公会計の問題も以前からあるが、一番の問題は、町有施設の改修の問題であり、今後、莫大な金額に係ると予想される。突発的な考え方で経営をしていたら、大変なことになると思う。やはり行財政の改革の中で、建物の耐久性の問題や、歳出の幅広い見直しが必要と思う。

起債の管理についても、借換えをしながら、起債残高の平準化を常に考えていく必要がある、また、自主財源がだんだん減ってきている状況の中で、今後どうしていくのか、いわゆる見える化が必要であり、これらのことについて、9月議会までに報告を求めました。

これについては、説明不足、反省する点もあるので、早急に指摘のあった内容について、進めていきたい。

時期については、遅くとも9月議会をめぐりに対応したいとの答弁がありました。

なお、岡部議員が出席していないため、翌日の産業建設常任委員会で報告す

る旨、途中、暫時休憩にて議会運営委員会を開会し、決定しましたので、報告いたします。

それでは、総務文教厚生常任委員会に付託されました議案について、報告させていただきます。

議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

本条例は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への防疫従事者に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

今回の改正では、感染症に対する防疫作業従事者には、日額800円を。また、新型コロナウイルスに関する作業従事者に、従事内容により、日額3,000円、または4,000円を支給することにしたものです。

審議では、上位法など、そのまま引用する体制にすれば、今後、新たな感染症が発生した場合にも、改正の必要がなくなるのではないかとの質疑に、今回の改正においても、附則で、具体的に新型コロナを書いており、今後も附則の追加を行いたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等による関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたため、本条例の第2条を改正し、再交付手数料500円を廃止するものです。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において、傷病手当を支給するに当たり、所要の改正を行うものです。

審議では、本町で多数の方が感染した場合、町や県がしっかりとした対応が

できるのかとの質疑に、今までコロナ対策本部会議等で、本町における対策を各課で検討し、対応してきた。今後も最悪の状況を踏まえながら、各課協力の下、準備をしたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、所定の基準により減免措置を実施するに当たり、所要の改正を行うものです。

審議では、申請により減免するのなら、町民にお知らせしないのかとの質疑に、何らかの方法で住民に対して周知したいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長 委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

熊代委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第60号「久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について」を質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

続いて、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 続いて、議案第62号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、質疑をいたします。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 2 号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 6 3 号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 3 号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 6 4 号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制

定について」を質疑いたします。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。

日程第7、議案第65号から日程第10、議案第68号までの令和2年度補正予算に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第68号までの、令和2年度補正予算に関する4件は、一括議題とすることに決定をしました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号につきまして、6月15日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第65号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第1号)」。

予算の補正額は、歳入歳出ともに2億2,808万8,000円が追加され、総額は106億1,411万5,000円、前年同期予算と比べ、12.6%の増額となっています。

歳入の主なものは、地方譲与税では、森林環境譲与税7,924万6,000円の増額。県支出金では、がけ崩れ防災対策事業費1,740万円、公共林道開設改良事業費補助金1,500万円など、4,510万8,000円の増額。

繰入金では、防災・減災基金1億3,800万円の減額。繰越金では、前年度繰越金8,221万8,000円の増額。町債では、緊急防災減災事業債1億3,800万円など、1億5,060万円の増額です。

また、本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、町長選挙に関わる新型コロナウイルス感染症予防対策費、154万5,000円など、599万円の増額。

民生費では、人件費1,926万円など、2,060万5,000円の増額。

衛生費では、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金119万4,000円の減額。人件費712万5,000円の増額など、661万1,000円の増額。

消防費では、消防操法大会中止による227万8,000円の減額。人件費536万円の増額など、308万2,000円の増額。

教育費では、人件費893万7,000円など、1,103万7,000円

の増額。

審議では、総務課関係では、移動手段のないお年寄りが選挙で投票所まで行くのが遠いという切実な声もあるが、何か対策がとれないのかという質疑に、四国内でも移動投票所を設けている事例もあり、実施に当たっては、課題もあるが、具体的に検討するとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、今回のコロナ禍においては、子供を預けることができず、いろんな影響を受けた方がいたと思うが、放課後児童クラブなど、子供を預けられる施設が町の一部にしかなく、このような制度を全町で実施するべきではないかとの質疑に、教育委員会、保健福祉課ともに連携をしながら事業実施をしており、必要性は以前から感じているので、なお一層、検討を前向きにしていきたいとの答弁がありました。

消防関係では、先般の美川地区日野浦の火災において、消防署の迅速な、適切な対応、初期対応は十分であったのかという質疑に、初期対応出動に際しては、確知後速やかに出るという形で出動した。

火災が最盛期ということで、非常に火力が強く、その際、お寺のほうにも消火活動を展開したため、消防力が分散した形となった。

また、水利が離れており、中継が必要で、展開に時間を要した。消火活動において、人員不足という形であったので、今後は管内全ての分団が出動することとした。

消防署、消防団のほうでも、火災の初期対応を間違えないように、迅速に、的確にできるよう、また安心・安全につながるように努めていきたいとの答弁がありました。

また、救急災害等迅速な対応が求められる消防職員について、本町の地理に不案内な者はいないか、休日の把握はできているのかとの質疑に、地理の把握については、システムの中で迅速に出動している状況であり、夜間、分かりにくいところは、日頃から調査をしている。救急隊員については、確知後に3名がその内容を全部、場所、内容等も把握しながら出動する。また、規定の中で、町外に出る場合には、行先、場所、常に連絡がとれるような状況で届けをするようにしており、災害に遭った時点では、その日に何人が外出して、非番招集は何人集まるかなどのデータを持っているとの答弁がありました。

また、消防団の再編検討委員会においては、消防団員の減少、組織の簡素化を進めているが、答弁においては、人員の増強との言葉があり、これは相反するのではないかとの質疑に、再編検討委員会の中では、現実的な人員が定数に足りていないので、検討しているが、地元分団の全出動による人員の増強は、現実的に人員が少ない中で強化を図るという意味の答弁がありました。

教育委員会関係では、町内の残土処理に通じる町道は、通学路にもなっているが、長年のアスファルトの上乗りにより、路肩に角度がつき、危険な状態である。

また、ダンプも早朝、通学時間帯に連なって走行をしているとのことを把握しているのかという質疑に、ダンプの件は小学校、幼稚園ともに、下校の際、見守り活動をしているが、早朝のダンプと道路の形状については、さらに調査をするとの答弁があった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出ともに119万4,000円が減額され、総額は7,015万7,000円となっています。

歳入は、一般会計からの繰入金119万4,000円の減額。歳出は、人件費119万4,000円の減額である。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ341万4,000円が増額され、総額は3,980万円となっています。

歳入は、訪問看護療養費143万円、訪問介護報酬198万円の増額。歳出は、人件費341万円の増額です。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」

収益的収入及び支出の予算の補正額は、収入及び支出の予定額から、それぞれ68万円が増額され、累計額は9億8,481万8,000円となっていま

す。

収入の主なものは、医療外収益他会計補助金 68 万円の増額、支出の内容は、医療費用給与費 68 万円の増額です。

審議では、コロナウイルスの関係で、病院経営にどのくらい影響があったのかとの質疑に、2月、3月の診療者、診療外来、外来者の数等に影響は出ていませんが、4月、5月については、前年比で約8割から9割の外来となっているとの答弁がありました。

審議をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

議 長

暫時休憩します。

(午後 2 時 5 3 分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3 時 0 0 分)

議 長

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第 65 号「令和 2 年度久万高原町

一般会計補正予算（第1号）」について、6月16日に委員会を開催して審議しましたので、審査概要を報告いたします。

歳入の補正予算につきましては、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務課のふるさと創生課分で、移住促進に係る住環境整備支援事業費補助金1,000万円、農林水産業費では、森林情報把握システム改良業務委託料934万5,000円、林道路面整備崩土除去作業業務委託料1,000万円、原木価格下落防止緊急対策事業費補助金800万円、新たな木材流通推進事業費補助金1,000万円、林業経営支援補助金1,600万円、林業就業者支援事業費補助金1,014万5,000円、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金1,426万6,000円、林道トモイダキ線開設工事1,500万円、林道城山線開設工事1,500万円などで、1億4,718万6,000円の増額で、主に森林環境譲与税に係る事業です。

商工費では、久万高原わくわくキャンペーン業務委託料300万円の増、久万納涼まつり、みかわ納涼まつり、地域振興イベント業務委託料615万円の減などで、888万円の減額です。

土木費では、大谷地区がけ崩れ防災対策工事1,300万円の増、中黒岩地区がけ崩れ防災対策工事1,600万円の増など、2,911万2,000円の増額です。

審議の主な内容は、ふるさと創生課関係では、今回のコロナウイルスについて、経営的に大変な状態になっており、実情をよく把握して対応すべきではないかとの質疑に対し、国の補正予算2兆円の地方創生の臨時交付金も支給されるようになっており、その関係で、いろんな事業を活用しながら、皆様に恩恵のあるように取り組んでいくとの答弁がありました。

林業戦略課関係では、皆伐後の急峻な山林に倒木が放置され、危険な状況になっているが、災害に対する考え方はどうかとの質疑に、強制力はないが、植栽や緑化を早期に実施するよう指導したいとの答弁がありました。

また、森林環境譲与税については、その意義を理解し、しっかりとした計画の下で効果的に使うべきではないかとの質疑に、森林整備と、それから担い手

づくりという部分を重点的に行いたい。いろんな事業に充て、精いっぱい森林整備を進めていきたい。機会を設けて議会にも説明したいとの答弁がありました。

また、商社化の進捗状況について質疑があり、ICTを活用した物流、商流情報の一元管理、原木の有利販売、付加価値をつけた販路の拡大、開拓を行うため、具体的に検討して、年度内には決定をしたいとの答弁がありました。

また、商社化については、議会にもしっかりとした報告をするべきではないかとの質疑には、検討委員会を開いて、その旨を報告したいとの答弁がありました。

また、本当に1年でできるのかとの質疑には、1年以内にめどをつけたいと考え、努力するとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。
まず、議案第65号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」
について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

議長 失礼しました。
私が端折りまして、えらい申し訳ありません。

先ほど、熊代委員長のほうから報告が終わりました。

報告に対する質疑を、これからお聞きします。

質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

光回線の整備については、債務負担行為での質疑をさせていただきました。契約の話も報告されたとおりで、間違いがないということでありましたから、それはそれで理解をさせてもらいますが、社会福祉法人喜久寿、合併前、平成16年前に、旧久万町が約3億5,000万ぐらい、合併後、久万高原町は6億5,000万、約10億の債務負担行為をしたと思うんやね。喜久寿に対して。それは、年々、まだ債務負担行為は残つとると思いますが、僅かな金額ではありますが。その場合の所有権、お金は町のもん、借金を払たら、それは相手方の資産になると思うんやけど、そこら辺は、契約については、関係ないんですかね。

議長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

喜久寿に対する債務負担につきましては、今、御指摘のありましたとおり、非常に長期間の債務負担となっております。このきっかけは、もう御存じだと思いますけれども、久万の里を整備するときに係る部分、それから、その後の増床の部分も、債務負担があったかというふうに思います。

これにつきましては、当時の合併前、合併後にありますところの先方からの補助に対する要望、支援に対して、町が補助をしたということで、私の認識では、先方が施設を整備したものに対して、町が補助をしているということです。所有権は、最初から先方のほうにあるというふうに、私は理解をしています。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 債務負担行為、将来にわたる債務を負担するよという約束事やと思いますが、それについては、これには契約に基づいてと書いてとんよね。

総務課長、事務処理をされる。その血税は、町民のものやと思うのね。それを、本来であると、あの施設自体は、老人福祉、高齢者の福祉、いろいろ考えていくと、町が責任があるというのは、分かっておるわけですが、債務負担行為をして、相手に財産が移るということに関しては、後年度に、現年度からですね、毎年毎年、予算を組んで払わんといかん。そやから、一括して払う必要はないわけやけれども、その行為の中に契約がないというのはおかしいと思うけど、それは構わんのですか、それで。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 この久万の里につきましては、瀧野議員御指摘のとおり、非常に公共性が高いというところで、当然、町が債務負担の議決をいただいて、長期間補助をしているというところです。

契約につきましては、これにつきましても、補助という形だと思うんですけども、ちょっと私、手元にないものですから、これも御存じのように、債務負担はこういういろんな形の工事契約でありますとか、業務請負契約でありますとか、補助金ですとか、いろんな形で、御存じのように、財政というのは、単年度でございますけれども、特例ということで複数年。ただし、その年度年度で、新たに、また改めて予算を組んでいくというところで、また議決をいただくという、二重のチェックという形になろうかと思うんですけども。

失礼いたしました。また改めて予算を組んで、議決をいただくということになろうと思います。

これにつきましても、光整備と同じように、しっかりとそこは確認をしていきたいというふうに思います。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第65号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

初日のときにですね、一般質問の際に、まちづくり基本条例のことについてお伺いをいたしました。そのことについて、条例に沿った対応はしてないが、必ずしも条例のとおりしなくてもいいという解釈が、法解釈としてあったというふうな答弁を頂いております。

それで、先ほど、久万高原町総合戦略推進会議設置要綱という資料を頂きましたが、これは、私は一般質問のときに、代替の案があるんだと。いわゆる類似案があるから、それをお示しすると言われましたが、これは全く戦略推進会議設置要綱でございまして、当然、最高規範であっても、要綱というのは、ある意味、法的拘束力のない場合もございます。

そういったもので、類似案として提案される、報告されるというのは、非常に、どのような解釈でこのようなことが成り立つのか、明確にお答えを頂きたいと思います。

以上です。

議 長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今日お配りさせていただきました総合戦略推進会議の取扱いにつきましては、初日の町長の答弁の中で、回答をさせていただいたというふうに、私は認識を

いたしております。

19年から27年の間は、まちづくり基本条例に基づいて、検証委員会を設置したと。その後、まち・ひと・しごと総合戦略、そういったところで2060年の将来人口4,000人の維持をというところで、申し上げさせていただいたように、28年度からは、これに基づく検証というところをしているところであるというところで、答弁をさせていただいたところでございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 28年からまちづくり基本条例を包括したような検証方法が認められるのかどうか、非常にこれ、疑わしいんですが、これ、条例の一番本元の課である総務課長さんの答弁ですから、しっかりとした法令に基づいた解釈による答弁ということによろしいんでしょうか。

この最高規範の条例よりも、設置要綱で対応するということは、到底考えられないんですが、間違いないんでしょうか。総務課長。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、答弁の中で、非常にこの基本条例というのは、最高規範ではございますが、平成19年ということで、非常にまちづくりのやってきた歴史というのがございます。ただ、このひと・しごと総合戦略という町の方向性が新たに示されたというところで、これにかえて、検証をしているところでございます。

法令云々というのも、これはやはり国の方向としても、まちづくり総合戦略という形をとっておりますので、それにのっとった形で、本町も時代、時代に沿った形で検証をさせていただいているところでございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 検証といいましてもですね、基本条例では、質問でも申し上げましたけれども、町、議会、それから町民ということの参加で、いわゆる施策の検証をしましょうということになっているんですね。にもかかわらず、この設置要綱では、議員は入っていません。

条例は法的拘束力ありますが、それを無視してですね、必要であれば改正すればいいじゃないですか。なぜ改正せずにはですね、すり替えたような答弁をされるでしょうか。これ、本当に間違いないんでしょうか、総務課長。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

岡部議員の御指摘のとおり、まちづくり基本条例というのは、最高規範というところで、私も認識をいたしております。

その最高規範にのっとった取組というのは、検証委員会は総合戦略のほうで、今、やってございますけれども、それ以外の部分につきましても、基本条例の中でうたわれている部分は、常に認識しながら、まちづくりはやっているところではございますけれども、ただ、この基本条例の中でうたっております検証というのは、しっかりとした見直しができていなかったというところは、反省をいたしてございます。

御指摘のあった点は、今後しっかりと踏まえて、検討していきたいというふうに思います。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 こういう基本条例という根幹条例、最高規範という位置づけをした条例であっても、こうやっておざなりにしてきた事実。それも、実際、この条例に基づいた対応ができていなかったというのを、一般質問のときに、当然、答弁して

いただくべき、そこらを長々と、最終日まで持ち込んで、それでまたすり替えたような答弁をされようとしている、これ最後に、今後、反省も含めてみたいな意味合いで答弁された。

もっとすっきりした透明性のある答弁をしていただかないといけないと思いますし、一番心配するのは、常任委員会でも議論がありました。環境保全条例、この保全条例をつくっても、この最高規範ですら横に置いて、要綱で十分対応できるんだなんていう、法的拘束力のない部分の強い要綱で、最高規範もしのぐようなことができてから問題ないという、この問題のすり替えはですね、今後、任期内におつくりになろうという決意、今日言われましたけれども、環境保全条例すらもつくっても、そのとおりしないということになるかもしれません、これはどうなのでしょう。

環境保全条例つくって、こういう要綱、はるか下位の要綱でもすり替えて、対応することが、今後は可能なのでしょう。

町長、このあたり答弁頂けますでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

基本条例の中にある検証委員会と、それから総合戦略にある推進会議、私の説明不足でございまして、そのときの町の目指すところというところの一番明確に検証ができるというところで、総合戦略の推進会議を開いてきたというところでございまして、決してすり替えるというところはございません。

ただ、繰り返しますけれども、基本条例をしっかりと認識していくということは、私も十分、大事だということで認識はしております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 いやいや、そういうことではなくて、環境保全条例をこれから厳しい上位法がありながら、難しい環境保全条例もつくっていかうというんですよ。

だから、その中において、最高規範であるまちづくり基本条例すらも無視し

て、同じようなことが起きないようにするには、どういうふうな努力をされる
んでしょうか。

条例は条例で、しっかりとしたものを、条例を横に見据えてじゃなくて、条
例を基本にしてやらないと、町民にどう条例の効果を求めることができるん
でしょうか。

だから、そこをしっかりと答弁していただきたいんです。もう少し踏み込んだ
答弁をしてください。でないと、うやむやで終わらせたのではいけません。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

総務課というところは、法令係もございまして、全ての条例を把握している
必要がございます。そういったところと、条例の運用につきましては、今、岡
部議員が御指摘されましたように、町政を進めていく上で、条例というのは最
上位にあるものでございますので、今、御指摘のあった環境条例、それから基
本条例につきましても、やはりこれをいかに職員が認識していくかというところ
が、非常に大事になってくるというふうに思いますので、そこは総務課とし
ての立場としては、しっかり職員に、常に、条例もそうですし、総合計画も、
全てまちづくりの基本になるところは、しっかりと認識をできるように周知、
それから体制を整えていきたいというふうに思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、総務課長が、今後、認識を深め、新たにするというふうな意味でしたけ
れども、要は、今までは認識が足らなんだと、そういうふうにも聞こえます。

どっちにしろ、条例は町の法律ですから、上位法が当然ありますけれども、
町の法律ですから、法律はないがしろにしないように、今後、しっかりと検証
してですね、今後もこれ、条例は最高規範ですから、まちづくり基本条例に沿
った、設置条例も戦略じゃなくて、基本条例に掲げた設置については、しっか
りと実行していただくことを約束いただけますか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

このまちづくり基本条例、合併直後にできたということで、今の状況で、見直すべきところも出てくるかというふうに思います。

そこも含めて、今後の検証の在り方につきましても、しっかりとしていきたいというふうに思います。

様々な分野では、検証を各事業で行っておりますけれども、それでは部分的で、全体が見えないというところだというふうに思います。

このまちづくり基本条例は、ですます調でございます。岡部議員が再々御指摘いただいているように、町の方向性、指針でございますので、数ある条例の中でも非常に上位にくる条例といいますか、総括的な条例というところを意識して、しっかり対応していきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第66号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業

特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第67号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第68号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 コロナウイルスの関係で、全国的にも病院は、外来患者が7割、8割減っておる。そういったふうに聞きますが、久万高原町立病院においては、そういった影響はあるんでしょうか、ないんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 町立病院の外来患者数では、委員会でも一部言いましたけれども、2月、3月の外来者数については、影響はございませんでした。ただし、県内に集団感染が発生、それから医療機関の集団感染が発生してから、4月、5月は前年度比、言いましたけれども、4月が対前年度比90.5%、5月が87.9%、そういった数値になっております。

それから、診療の影響額については、1,000万近くの減収というふうになっております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 お聞きして、大変たまげておりますが、そういった流れの中で、開設者であります町長は、このことについてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 幸い、今、お話、答弁ありましたように、2月、3月は影響ございませんでした。4月、5月はコロナが流行っている、もう最盛期、一番大変な状況の中でごございましたから、当然、なるべく病院にも行かないようにと、そういうところがあったように思っております。

その中で、しかし、今、医療の皆さんの御苦勞というのはひとしおで、国民

全員が感謝をいたしているわけでございますけれども、発熱外来も含めて、懸命な対応をしていただいたと思っておりますし、また、県の要請にも応えて、壱湯の守のほうへ派遣、それから牧病院のほうにも派遣をいたしております。

大車輪の活躍を、それぞれの皆様方、使命感強く持っていただいたように思います。

おかげで私どもの町では、御案内のように感染者が出なかった。また、派遣した方々も元気に返ってきていただいているところでございます。

お話ございましたように、これはもう町立病院でございますから、患者数が減っている事実、これはもう致し方ないところでございますけれども、今後、訪問介護等々、非常に堅調に、人気も上々というようなところも聞いておりますけれど、そのあたりのことも含めて、少しでも失った損失分については、補填ができるような努力を、これから病院を挙げて行っていきたいと、そのように思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 保健センターであったり、町立病院であったり、大変なことであつたろうと思いますが、その他の商売をされておる皆さん、このコロナが収束しても、第2波、第3波があると言われておりますが、全く違う関係の経済の情勢が生まれてくるんじゃないのかなと、私は心配しております。

今からそういったことに対しても、病院建設者はもちろんのことですが、十分、町として準備をされて、町民の福祉の向上のため、頑張っていただきたいなというふうに思いますが、この辺について、それだけの余裕のある考え方、やり方ができますか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 社会生活、それから経済活動の包括というのは、大きな課題でございます。ようやく落ち着きかけた中で、これからこれをどのように、元の姿に戻していくか。また、それ以上に、今、都会のほうからは、地方に移っていききたいと、

そんな声も出ているようでございますから、ある意味、コロナ禍への復活、それからコロナ禍をうまく今後の発展につなげていかなければならない、この2面があると思っております。

今日も庁内会議も実施したところでございますけれども、持続化給付金のところも、大変心配をいたしているところでございますが、これは5月までに、12月までにどれぐらいの売上げが減ったかと。そのあたりによっても、左右されるところでございまして、その対応は十分に準備をいたしておりますけれども、今のところ、まだ20%から50%のことについては、あまりまだ件数はございません。

しかし、それ以前に、議員も御承知のように、貸出しの分の最大50%の利子補給については、本当に予想以上の方々が申込みをいただいておりますから、これもうなずける話でございます。

このことをしっかり対応しながら、先ほど申し上げましたように、これからのことについては、今、ようやく落ち着いたところでございますから、今後、そのあたりのところ、どのぐらいで復旧をできるのか。また、足らざるところはどういうことがあるのか、これからまたそのあたりが正念場になってこようと思っておりますから、その他については、しっかりと庁内で対応してまいりたいと思います。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 病院、保健センター、また商売をやられておる皆さんといいましたが、久万高原町内全般的に見てもですね、子供たちの問題にしても、片親の世帯であったり、多くの皆さんが、今回はどうしようもない大変な事態が起きておると思うんです。

この問題は、久万高原町役場庁舎内でプロジェクトチームでもつくって、しっかりとした対応を、私はすべきやというふうに思うんですね。

このことについては、早急に、はっきりいって、スピード感をもってやらないと、犠牲者が出てからでは、私は遅いと思うんですね。

この件についてだけは、スピード感をもってやるべきやと思いますが、どうですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 これまでも臨時給付金も含めて、さっき申し上げたことも含めて、精いっぱい
の対応は、急いでやってきたつもりでございますけれども、議員御指摘のところは、しごく当然のところだと思っております。

この後、協議もいたしますけれども、部局横断でこれはやっていかないと、一つの課で対応しても難しいと思いますから、そのあたり、提言しっかりと受け止めて、スピード感をもって対応してまいります。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

日程第11、議案第69号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」

6月15日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

本町の辺地における公共的施設の総合的な整備を図るための事業について、事業内容の追加、変更等を行うことが生じたことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、総合整備計画を変更するものである。

変更の対象となる辺地及び施設は、中津辺地及び黒藤川辺地で、中津辺地は、令和2年度簡易水道施設更新事業、窪田地区の事業の追加、黒藤川辺地は、令和2年度町道平井線改良の事業費の変更である。

審議では、最近の辺地事業の推移と、辺地事業債の推移について質疑があり、辺地債の事業は、例年、林道、町道の複数年にわたる計画が入っているが、今回、初めて水道施設が入った。また、辺地債の起債状況は、これまでほぼ増減はないとの答弁がありました。

また、人口減少の中で、社会資本整備した施設の老朽化や、修理の問題について、どのように考えているのかとの質疑に、辺地事業債が交付税措置の跳ね返りが最も高く、それだけ国も辺地で指定を受けているところが重要というこ

とであり、町もそれについては、同じ考えである。

今回の簡易水道施設については、久万地区以外は非常に老朽化しており、環境整備課のほうでも今後の対策を計画しているが、担当課と連携をとって対応していきたいとの答弁がありました。

また、ろ過施設の水道設備について、既存の自治会や水道組合ごとに整備するのではなく、地域を総合的に見て、できる限り設備を少なくすることが、将来負担の減少になるのではないかとの質疑に、国、県においては、施設だけに限らず、管理についても統合の方向を示している。

本町の場合は、統合することによってコストが上がるというところもあるが、コストが下がるところは、更新するときに見直していきたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

委員長の報告は終わりました。

これより、質疑、討論、採決を行います。

議案第69号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」
は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 お諮りします。
日程第12、報告第6号と日程第13、報告第7号の繰越計算書についてに
関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第6号と報告第7号の繰越計算書についてに関する2件は、
一括議題にすることに決定をいたしました。
本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました報告第6号、報告第7号について、6月15日に委員会を開催して審議しましたので、審査概要を報告いたします。

報告第6号「令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

これは、3月議会で議決した内容について、5月末で計算書を作成し、今回、報告するものである。

3月議会では、30事業であったが、このうち公民館前組分館の屋根の改修事業が年度内に終了したので、それを除いた29事業、総額10億5,009万3,000円を翌年度に繰り越すものである。

以上で報告を終わります。

報告第7号「令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」。

これは、令和元年度に支出負担行為を行い、避けがたい理由により、翌年度に繰り越したものについて、今回、事故繰越し計算書として報告するものである。

5事業の繰越しであり、新型コロナウイルス感染症の影響、また事業において、地権者の状況や現場の作業の状況等によるものであり、総額で1億752万5,000円を翌年度に繰り越すものである。

以上で報告を終わります。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました報告第6号、報告第7号について、6月16日に委員会を開催して審議しましたので、審査概要を報告いたします。

報告第6号「令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

説明については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の明許繰越については、衛生費2件、農林水産業費7件、商工費4件、土木費5件、災害復旧費5件で、質疑等はありませんでした。

以上で報告を終わります。

続いて、報告第7号「令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」。

説明については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の事故繰越しについては、土木費1件、災害復旧費2件で、質疑等はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

各委員長の報告は終わりました。

質疑について、1件ずつ行います。

まず、報告第6号「令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書に

ついて」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

議 長 続いて、報告第7号「令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。 (午後3時52分)

(休憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後4時00分)

議 長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程を追加して議題とすることに決定をいたしました。

議長 追加日程第1、報告第8号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分
の報告について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 一般的な質問ですけれども、公用車に乗っておれば、いかなる時間、いかな
る目的でそこにおっても、事故したときには、この保険で対応できるというこ
とでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の質疑にお答えいたします。
御指摘のとおり、公用車でございますので、車への保険ということでござい
ますので、中野議員がおっしゃったような場合でも、保険の対象になるという
ふうに認識しております。

議長 よろしいですか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員　　そういうことでしたら、専決でございますので、これに関しては、もうこれ以上、申しませんが、どこからどうつつかれてもいいように、きちんと対応、それからまた教育をしてもろうとかんと困るんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議　　長　　(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長　　中野議員の質疑にお答えいたします。

公用車の使用につきましては、しっかりと予約をとって、当然、公務ということでございますので、公用車の使用から事故対応につきましても、しっかりと対応をして、今後も引き続き、対応していきたいというふうに思います。

議　　長　　よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(瀧野　志議員を指名)

瀧野議員　　公用車のほうの損害金額。相手方が払った金額は幾らですか。

議　　長　　(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長　　瀧野議員の質疑にお答えいたします。

申し訳ありません。具体的な金額は手元にはございませんが、過失割合でいきますので、7割相当額を、今回、損害賠償として頂いてございます。

議　　長　　(瀧野　志議員を指名)

瀧野議員　　いつも払うばかりで、初めて頂く案件が出てきたので、楽しみに答弁待ち

よったんですが。後からで結構です。

議長 ほかには質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第8号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を終わります。

議長 追加日程第2、議案第74号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第74号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、議案第75号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この契約の金額に対して、当初設計額、予定価格、それから落札率、それから道路幅員は何メートルまでの道路まで対応できるのか。そして、現場でどのような役割を持つのか、この5点をお聞きいたします。

議長 今、ここで分かりますか。

(高野消防本部消防長を指名)

高野消防長

岡部議員の質問にお答えします。

まず、設計予定価格でございますが、税込みで7,508万2,790円、設計金額は同額でございます。落札金額は、先ほど言った6,979万4,290円でございます。落札率は、92.9%でございます。

それと、先ほど言った道路の幅の関係でございますが、幅員は、基本的に6メートル程度と考えております。場所によっては、6メートル以下の部分ありますが、基本的に6メートルを考えております。

以上でございます。

失礼しました。水槽付ポンプ自動車でございますけれども、この車両につきましては、火災時にタンクを2,000リットル、水槽を積んでおりますので、初期対応時にその2,000リットルの水を活用して消火をするものでございます。

また、この新しい車両につきましては、今回、新しい泡消火設備を最新の圧縮空気泡消火システム、CAFSと言いますけれども、そのような消火薬剤を搭載した車両でございます。火災に迅速に対応するため、空気、泡を含んだ、泡を放射して、少ない水量で大きい消火能力を有する機能を装備しております。

これらの最新の機能を使用することにより、火災での水槽の防止や被害の軽減が図れるものとなっております。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

ちょっと答弁の間違いではないかと思うような、道路幅員が6メートル要るいうたら、6メートルの幅員いうたら、これ結構、町内端々、周辺部はほとんど行けませんから、まずこの車の恩恵を受けることはない。かつ、2000リットル、2トンしかない。2トンしかないということで、どこまでこれ、整備計画上、どういったところで利用されよるか。果たしてこれだけの車が、この規模を持つ車が必要だったんでしょうか。

議 長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど、私が6メートルの幅と言いましたが、これは国道の規格、幹線道路は6メートル。先ほど私、6メートルと言ったことが、私の説明不足で誤っておりましたけれども、基本的に車両の幅が2.35メートルほどありますので、ある程度、余裕をとって3メートルほどくらいは通行可能となっておりますので、改めて訂正申し上げます。

それと、先ほど、2,000リットルの件ですけれども、あくまでもタンク付き水槽車は初期対応です。その間に、まずは2,000リットルで約10分間少々、積載の水を放水します。その間に、後続車両からの中継等、また受けるし、また単独で消防水利から取水して放水も可能となっております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員 そもそも7,000万近いもの、動産の所得ですが、説明がなかったんですけど、なぜこの追加議案での提出になったのでしょうか。

特に事情がなかったら、本来でしたら、当初に議案として挙げて、委員会付託する、そのぐらいの必要はあるものだと思いますが。

議 長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 高橋議員の質疑にお答えします。

この車両につきましては、国の補助金を活用しております。この交付決定通知が4月24日に国のほうから入っております。その後、これを受けて、迅速

に入札というような形で対応しております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員 ちょっと、今のよく分からない。

支出、4月に決まって、それから入札して、最初の議案の提出には間に合わなかったということですか。

議長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 この通知につきましては、先ほども言ったように、4月の末日に決定通知がきておりますので、これを受けて、その後の事務処理を進めておりますので、特に事務上は速やかに手続を行った次第でございます。

以上です。

議長 (高橋末廣議員を指名)

高橋議員 4月に決定して、速やかに事務手続して、なぜ6月に、当初に出せなかったのかということ聞きよるんで。

本来でしたら、最初の議案に載せるべきぐらいの大きな問題だと思うんですが。なぜ今日にならんと、提出できんのかということの理由を聞きよるんです。

議長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 高橋議員の質疑にお答えします。

入札が5月中に間に合わなかったということがございます。今回の入札については、6月9日に実施しております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。
ほかに。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 2日目の本会議やったのか、その日ぐらいやったと思うけど、先ほどもちょっと町長さんとお話をさせてもらいましたが、町道の裏道のほうへ救急車と消防車が入ってきて、調査をされたようですが、以前に救急車が、隣の方が大変なことになってきましたが、裏口、町長さん入らなんだ。

今の旧国道からたんかを持って運んでいった。あの車やったら入るというのは、確認できたんやな。

例えば、あっこの範囲に、どこに用水系があるか知っておりますか。用水系がなかったら、あの消防車は使えん。

議長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 瀧野議員の質疑にお答えします。

消防車両については、場所的には、旧の大野製材の前から進入した、左側に防火水槽があると思います。

それと、救急車については、今の道路につきましては、道路が非常に狭いというような状況で、軒下に、現実的に接触する部分もあろうかと思っております。ですから、活動としては、手前の大きな、広いところで止めて、そこから患者宅に行くというような形をとっていたんであろうと思っております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 あの近くには、結構、たくさんのお年寄りが住んでおいでるので、私は何と

か命を守るために、何とかしたいなというふうには思っております。

消防長は、私の意思を考えていただいて、消防車もなかなか利用できんよと
いうことを示すために、入られたんでしょう。ありがたく感謝しておるわけ
ですが。

できるだけそういった情報も伝えていただいて、早く道路の改修ができるよ
うにお願いしておきたいと思います。

終わります。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員 この消防車をポンプ車を購入に当たり、何名の隊員が必要ですか。お聞きし
たいと思います。

議 長 (高野消防本部消防長を指名)

高野消防長 玉井議員の質疑にお答えします。

消防車両については、基本的にポンプ車関係は5名の乗車となっております。
一応、基準が5名という形になっております。

以上でございます。

議 長 玉井議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第75号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号「動産の取得について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第4、報告第9号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第9号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を終わり

ます。

議長 追加日程第5、報告第10号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 指定管理委託契約をされておるとはと思いますが、指定管理委託料が年々変わったりすることはありますか。

それと、私は随分前から、何回も意見は言わせてもらいましたが、旧村、合併した1町3村、それぞれの施設であったり、組織であったりしますが、これは、それぞれが交流して、旧村だけの役員さんだけで運営するというやり方はおかしいんじゃないかと、何回も言わせてもらった。

ここらあたりも、改善すべきやし、アウトソーシング、本当に経営ができる人を選んで、あれだけの柳谷産業開発公社の事業であれば、それなりの専門家が事業展開をすると、大きな利益につながる可能性も十分あると思うんですね。

その辺については、どんなように考えておいでですか、お聞かせいただいたらと思うわけです。

議長 (河野町長を指名)

町 長 これは旧柳谷村のときから、柳谷の活性化の柱として活躍をされてきた公社でございますし、また、町村合併以降も、先ほど課長からもございましたように、様々な営利目的で事業を行ってきております。

これまでは、皆さんの踏ん張りで、頑張りで、利益も出していただいているところでございますけれども、例えば姫鶴荘や、あるいは牧場のこともございます。コロナが落ち着いた後の観光収入、そういったところにも非常に、これからさらに飛躍も期待されるところでございますから、今、議員御指摘のところも、今、皆さん頑張ってくださいしておりますけれども、今の御指摘も、これまで都度頂いているようでございますから、今後、そのあたりはまたしっかりと検討をしてみたいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 指定管理料、何ぼ払とるか分かってますか。

例えば、これから指定管理料も幾ら払わないといけないか、計算できん時代が来るかも分かんですね。

そのほかの、いろんな行財政について、今回の議会は、私も多くの質疑をさせてもらいましたが、これだけではない、多くの問題であるわけで、ここだけをついたんではなかなか難しい。全体的なことについて、何回もこの意見は言わせてもらいましたが、やるべき事業とそうでない事業、もう改修したんでは、修繕したんではもたない施設、多くの施設があると思うんです。

面河にしても、一番上のドル箱やった国民宿舎は、たった120万で売却した。実際に、何と何とは残してやるのか、それ以外はやめていくのか、全然、全体の経営の先が見えてないんやね、我々は。

その辺も、今みたいなやり方で、町は続けることができるのかできへんかです。理想は何ぼ持っても構わんと思うけれども、現実はそれほど甘くない。その辺については、どう考えておいでなんですかね。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。
まず、指定管理料の件でございます。観光関係、姫鶴荘、それから姫鶴コテージにつきましては、指定管理料は発生しておりません。

また、林業研修センターにつきましても、同様でございます。ただ、農業関係で牧場等ございますので、こちらのほうにつきましては、農業戦略課長のほうからお答えさせていただいたらと思います。

議 長 (林農業戦略課長を指名)

林 課長 畜産の関係、四国カルスト、姫鶴牧場の関係で、指定管理料のほうを委託として出しております。

この基本の指定管理料については、変わらないところでございますが、別途、預託、大川嶺のほうに放牧で入れた牛の数によって、毎年、実績でお支払いする部分が、変わってくる部分がございます。それは実績に伴う部分ということで、お支払いになっております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、預託の話がありましたが、生産をされるのではないんですかね。主には、子出しをやりよるんじゃないですか。それが利益をうんどるといような話は聞いておりますが、預託をしとる牛があるんですか。

議 長 (林農業戦略課長を指名)

林 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

畜産の部分も公益的な部分で、国営の草地開発でやっております四国カルストの姫鶴牧場、こちらのほうは公益事業ということで、一般の農家あたりから、畜産農家あたりから牛をお預かりして、そちらのほうで夏場、肥育をしておる。別途、瀧野議員御指摘の部分については、公社独自で牛を飼っておる部分で

ございまして、そちらについては、繁殖牛、子牛を販売して、収益が公社の柱という状況にはなっております。

畜産の繁殖の部分と、それと四国カルスト牧場の預託の部分については、公社の中でも事業種別が別ということで、位置づけをされておるようでございます。

以上でございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 指定管理料というのは、畜産の部門の指定管理料。ほかは全部黒字なん。

議長 (林農業戦略課長を指名)

林 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

四国カルスト牧場の預託の部分について、この牧場経営の部分については、指定管理料をお渡ししておりますが、子牛を販売する繁殖牛の部分については、指定管理料のほうはお出ししておりません。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 独自で産業開発公社が全ての経営をしとるわけよね。480万円についてだけ、指定管理料を出しておる。

これから後よね。私が実際に聞きたいのは、480万ぐらいまでやったら、それは大したことじゃない。それだけ波及効果があるなら。それが、農家が絡んどる、畜産農家がに何軒あるのか。それで、年間に、それによってどれぐらいの売上げがあつて、どれぐらいの利益が出よるんか、畜産なら畜産。

全体的には、幾ら赤字が出よるんか。将来とも、施設も随分古くなつとるし、畜産事業いうても、なかなか何人かの人では難しい事業やと。これを本当に今後も続けていくのかいかんのか、その辺をお聞かせを頂いたらと思います。

議 長 (林農業戦略課長を指名)

林 課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

子牛の販売価格については、おっしゃるように公社の収益の柱となっております。ただ、新型コロナの影響もございまして、肥育の関係が非常に厳しい状況となっております。

したがって、こういった牛の価格というのは、私どももつかんでおりませんが、子牛の売買価格というのも、下落傾向にあるということでございます。

指定管理料を支払っておりますのは、姫鶴牧場、これはもう国のほうの草地開発の関係で、町として公社のほうのお力をお借りして、続けていかざるを得ない部分、補助金の絡みもございまして、その部分について、指定管理料を出しておるといことで、御理解のほうよろしくお願いいたします。

経営については、当然、今後、見直し等も、当然図っていく時期がこうかと考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 それぞれの部門で、それなりの経営方針も考えながら、経営はされておるんやろうと思うけど、実際に、以前と比べて、それはたまたま生産牛、子牛の子出しが、子牛の値段がいいから、ある程度は、何年かもってきたんやと思うんやけど、将来的に経営を考えたときに、この産業開発公社、株式会社みかわ、それぞれの組織がやっていけるかいけんか。そのためには、柳谷の人だけで理事会を開いたりするんじゃないしに、町内全体から、それぞれの委員さんを出して、それぞれの広い目を見た経営を話し合ったり、将来を検討したりすべきやと、以前からこのことは言いよるんやけど、いつまでたっても解決せんのです

ね。その点はどんなんですかね。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、御質疑いただきました件については、運営母体の役員等だと思いません。

現在のところは、おっしゃるとおり、柳谷公社につきましても、柳谷の方が主にも入っておるということ。それから、(株)みかわにつきましても、ほぼ美川の方が入られておるということになっておると思います。

現状、そのようになっておりますので、御意見ももっともだと思いますので、その辺も、当然、会社と協議しながら進めていかせていただくしかないかと思っておりますので、今後の検討課題というふうにさせていただいたらと思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前からそのようなお話で今日までできました。今まで、今回の美川の道の駅にしても、そら直営で、町が直営で、利益が出てくるんなら、いつまでも出るんならええですけど、そうではないときが、私は来ると思うんやけど。町長が実際に、町が直営しておる事業について、これから後も続けていくんか。道の駅のさんさんについても、3年以内に指定管理をいうたけど、結局4年かかったんですね。それは、民間活力のためにも、外部委託する。指定管理委託契約じゃない方法があるかも分からん。そこら辺も、もう模索せないかん時代が来ると思うんよね。直営であんなことをする時代は、私は終わったと思っております。

この件についてどう思うか、答弁してください。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 美川も今、3セクになっているところがございます。ただ、今年リニューアルをいたしましたのは、今日もございましたけれども、ここしばらく赤字が出

ておりますから、それはやはり改善を、当然していかないといけないわけでございます。

特に、ライダーあたりの人気は高いところでございますけれども、一方で駐車場が手狭でございますから、悩みは尽きないんでございますけれども、しかし、売り方、販売の仕方、そのあたりも工夫をして、とにかく売上げを増やしていこうと、そんな試みを持って、少しコロナの影響でリユールオープン遅れましたけれども、スタートをいたしております。

ただ、現状はなかなか厳しいところもございます。コロナの影響もあるわけでございますけど、そのあたり、今後、しっかりと打合せをしながら、何とか目標達成に向けて、努力をしていかないといけないというふうに思っておりますし、また、直営ということにつきましては、これはもう今、時代の流れでございます。事業の在り方は、随分と日本の形態も変わってきておりますから、それに遅れないようにしながら、健全な経営を目指していきたいと思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 賢明な課長がついておるから、確かにきっちりした計算はされておると思うんで。

課長は今後、町の直営施設の今後について、どのように考えておるか、ちょっと。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

議員言われるように、町内の施設、かなり老朽化が進んだ施設もございます。既に言われるとおり、国民宿舎石鎚についても、過去に売却をしたような経緯もございます。当然、そういったことも頭に置きながら、いつまでも町が経営しなければいけない施設、あるいは売却しなければいけない施設、また指定管理にしなければならない施設、またほかの形態も行わなければならない施設、いろいろあると思いますね。

トータルで協議しながら、進めていく必要があると思います。

特に指定管理につきましては、それぞれ国の制度ではございますけれども、問題点もあるというふうに認識しております。その点も踏まえて、新しい形態がとれないものか、早急に検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 答弁いただいたように、早急に、これは検討していくべきやと。

できたら、固定資産台帳、それから町有施設の検討委員会立ち上げて、これは、いうたら職員さんや行政にばかり責任を持たすんじゃない、議会も一体となって、早急に取り組んでいかなんだら、これは大変なことになると、私は思います。

その点については、町長、最後に。やるんですか、やらんのですか。

議長 (河野町長を指名)

町長 これまでの歴史の中で、それぞれが頑張ってきていただいて、先人たちの御苦労には敬意を表しております。

ただ、今、御指摘いただいたところは、もっともなところもあるわけがございますから、今、課長答弁しましたけれども、他の町有施設も含めて、身軽になっていくところは必要かと思います。

ただ、そうは言いながらも、売却に当たっては、買ってくださるほうもメリットがないといけないものですから、その辺は、私どもが真剣に、これがどうすればうまく運営ができていくのか、そのあたりはしっかりと、また議員が御指摘のような会をつくり上げて、その中で検討もしていきたいと思っております。

議 長

よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

1点だけ質問したいんですが、預託牛の関係、放牧に関する事なんですけれども、そこで派生するといいましょうか、汚水、そういうものについて、どのような対策をされているのか。その汚水について、当然、下流に河川もございいますが、問題のない対応をされているのか、簡単で結構でございます、御答弁頂きたいと思います。

議 長

(林農業戦略課長を指名)

林 課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。
申し訳ございません、私のほう不勉強で、その部分、十分把握できておりません。また後日、資料を提出させていただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

また後日、資料の提出をお願いします。
一番心配するのは、産廃とか、汚染が問題にならないのか、法的に問題ないのか、そこだけしっかり、早急に対応をしていただいた上で、後日、しっかりした資料の提出をお願いします。
簡単に、農業戦略課長、そこを答弁願います。

議 長

(林農業戦略課長を指名)

林 課長

御指摘のとおり、繰り返しになりますが、大川嶺牧場の汚水対策について、牧場の環境へ与える影響、あるいは法的に問題ないのかということをも簡潔にま

とめさせていただいて、御報告のほう、させていただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
以上で、報告第10号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を終わります。

議 長 ここでお諮りします。
時間延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、時間を延長することに決定をいたしました。

議 長 追加日程第6、報告第11号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

出資金のことで、ちょっとお聞きをしたいと思いますが。

昨年、何人か民間の方が出資をしようということで、何百万か用意しとったと思いますが、町長は、今年はということでけったというふうに聞いております。

私は、このさんさんの委員にずっと関わってきて、民間が加わった組織、そうしないと本物にはならないというふうに考えて、今日まで来ました。せっかく何人かの方が出資をしようかということになっとなったのに、それを断った。それはなぜか、お答えを頂きたいというふうに思います。

議 長

(河野町長を指名)

町 長

確かにそのお話もございました。ただ、これはもうおっしゃられるように、民間の力も借りながら、活性化の中心基地でもございます。今後の展開という点では、資本金を増えるということは、悪いことではないと思います。

ただ、これはもう、公平公正に、皆さんに募ってやるのが整合性があると思いますから、そのあたり、議員のお申出もよく分かりますので、今後について、しっかりと検討をさせていただきたいと思います。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

この件は、指定管理委託契約に移行した。これは第3セクター株式会社という組織をつくって、従来の、町が半分出して、あとの半分を商工会、森林組合、農協が出すような、そういった組織ではいかん。

そういうことで、我々も委員会の中で協議をして、しっかりとこのさんさんだけは何とかしたいと思っておったのに、従来の形になってしまっておるわけです。

これは、町長自身はその辺はしっかり考えて、分からんであれば、勉強して

取り組んでもらわないと、この町はいつまでたっても新しい方向を向いて進まんわけですよ。

これは、そういう形にしないと、いつまででも役場が全てのことをやることはできんと、私は思いますよ。

どうなんですか、これはもう、実際に、昨年やっとならうまい方向までいっとならうと思う。990万に、町が出資した、どうして990株にしたか分かつたんでしょう。いろんな目的があって、税の問題、いろいろあつたわけで、そんなもん、お互い分かつたってやりよるわけで、協議が必要なんやつたら、会を開いて協議をして、事前に、やるべきやと私は思うんやけど、どうなんですかね、それ。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 その辺の考え方は理解もできます。

990されたところは、今、議員も御指摘のあるところがあつたわけでございますから、節税という意味もあつたところでもありますけれども。

将来的に、繰り返しになりますけれども、これはもううちの町の核として、頑張つていただかないといけないところでございますから、お話の意味は分かつているつもりでございますから、また役員会等の中で、しっかりと論議していきたいと思つています。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第11号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を終わります。

議 長 追加日程第7、発議第2号「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第2号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第8、発議第3号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第3号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第9、発議第4号「社会資本の整備促進を求める意見書の提出について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第4号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第4号「社会資本の整備促進を求める意見書の提出について」

て」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第10、発議第5号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第5号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」は、提出者提案のとおり可決をいたしました。

議長 追加日程第11、「議員の定数に関する特別委員会報告」を議題とします。
本件について、議員定数に関する特別委員会の委員長の報告を求めます。

(中川武志議会議員の定数に関する特別委員長を指名)

中川委員長 議会議員の定数に関する特別委員会報告。

令和元年12月議会において、議会議員の定数に関する特別委員会に付託されました議員定数について、7名の委員に議長を加えた8名で、3回にわたり委員会を開催し、審議を行いましたので、その結果について報告します。

平成16年8月1日の久万高原町誕生以来、選挙区と議員定数の問題につきましては、大いに議論されてきました。

選挙区については、前回、平成29年4月の選挙から、選挙区は一つという基本のとおり、全町1区制となりましたが、定数については、町村合併時に在任特例を適用した46名から、平成17年4月に18名、平成21年4月に14名、平成29年4月に13名と、急激な人口減少、高齢化が進む中、議論を重ね、減じてきた経緯であります。

今回の特別委員会におきましては、これまでの経過を踏まえるとともに、全議員に広く意見を求めながら、議論を深めました。

最終的に現状維持と1名減の2案に絞り協議した結果、地域間の融和や、地域課題の可決には、町民の窓口となる議員数を減じては、幅広く町民の意見を反映することはできない。

高齢化時代を迎え、地域自治会の崩壊すら現実化する可能性も危惧される中、地域存続のためにも、議員に課せられる使命は重要であり、地理的特異性も含めて、人口だけでは語れない地域ビジョンを鑑みるべき等の意見の中で採決した結果、現状維持が多数となり、決定しました。

協議の中で、現在の2つの常任委員会を3つに再編し、より専門的知識の習得や、広い角度から審議、提言することの必要性や、若者が議員を目指せるた

めの方策などについても、活発な議論が行われましたことをあわせて報告し、
議会議員の提出に関する特別委員会の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
以上で、議員の定数に関する特別委員会報告を終わります。

議長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後5時23分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、お礼を申し上げたいと思います。

6月議会、大変お世話になりました。

様々な場面を通じまして、適切な御意見、また御提言を頂戴いたしました上で、提出をいたしました議案、それぞれお認めをいただきまして、心から感謝申し上げたいと思っております。

なお、ただいまも意見書にございましたけれども、コロナ禍、どうやら収まりつつあるわけでございますけれども、変わらず3密を習慣づけながら、社会生活、そして経済活動の速やかな復活、またさらなる進展できますように、努力をしまいたいと思いますから、今後とも議員各位の御協力も、よろしくお願い申し上げたいと思います。

これから暑い夏に向かってまいりますけれど、どうぞ議員各位におかれましては、御自愛をいただき、さらなる御活躍をお祈り申し上げます。

それから、4年、最後の私、議会でございますので、もう一言だけお礼申し上げます。

4年間、大変議員の皆様方お世話になりました。ありがとうございます。温かい御指導を頂きながら、御協力賜ったこと、この場、高いところからでございますけれども、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

人口減少社会、なかなかとめることは難しいございますけれども、また議員各位の御協力を頂きながら、この町が、町外の皆様方から見て、憧れる町でありますように、また町内の皆様方は、誇れる町を実感できますように、さらなる進展がありますように、心から願っているところでございます。

議員各位の今後一層の御活躍を心から御祈念申し上げ、4年間大変お世話になったお礼に代えさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例議会、皆さんのお力で円滑に終わることができましたことに、まず心から感謝を申し上げます。

とにかく今年は1月から、コロナ、コロナに振り回されて、本当に何が、どこまで来とるのか、さっぱり分からんような状態の中で、久万高原町は、ありがたいことに被害者は出なかったということがありますがけれども、これから日ごとに暑くなってまいります。この暑さに皆さん負けないように、ひとつお体くれぐれも御自愛の上、生活していただきたいと、このように思います。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

以上で、令和2年第3回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員